(3) 2025 年度 文化活動助成募集要項

公益財団法人 窓研究所

目的	新規性、独創性が高く、学術的、社会的に広がりのある展覧会、講演会、シンポジ
	ウム等 (以下 展覧会等) を募り助成を行うことで、建築文化の発展に寄与するこ
	とを目的とします。
対象者	以下の全てを満たす者
	1. 展覧会等を主催する法人格を有する非営利団体の代表者、もしくは該当展覧会
	等のために組織された実行委員会等の代表者
	※営利法人での申請は不可とする
	※申請は団体・組織名義に限り、個人名義による申請は不可とする
	2. 申請時点で当財団の文化活動助成を受けていないこと
助成対象	以下の全てを満たす展覧会等 ※営利を目的として行うものは対象外とする
	1. 建築文化に関連する、新規性、独創性が高く、学術的、社会的に広がりのある
	展覧会等
	2. 2026年4月1日より1年以内に開催されるもの
助成金額	1 件あたり 300 万円を上限 (50 万円単位での申請になります)
	※審査結果によっては申請に対して減額する場合があります。
	※日本円にて一括で指定口座へ振り込みます。
件数	4 件程度
助成金の	展覧会等の実施にかかる経費
用途	1. 会場の使用料(スクリーンや音響機器の使用料も含む、オンライン開催の場合の
	システム使用料、機材の使用料等)
	2. 会場施工費(会場設営に伴う費用、パネル製作費等)
	3. 展示物借用料(保険料、輸送費も含む)
	4. 宣伝広告費(チラシやカタログなどの制作・印刷費等)
	5. 人件費(主催関係者を除く監視員やアルバイトスタッフ等の人件費)
	6. 謝金(主催関係者を除く開催協力者の登壇・講演料・通訳費等)
	7. 旅費(当日、事前の打合せのための出張経費(交通費、宿泊費)の実費精算。日
	当や研究・調査のための経費としての充当は不可)
	8. その他(消耗品、感染症対策等、必要と認める経費)
	※入場料等、収入のある展覧会等の場合、別途打合せ時に助成額を協議させていただきます。
	※恒久的な展示作品の制作費等、汎用性の高い機材(PC、カメラ等)の購入費は対象外とする。
	※図録や写真集等、有料で販売するものの製作費や印刷費は原則対象外とする。
申請方法	1. 当財団ウェブサイトより「募集要項」、「申請書」をダウンロードしてください。
	2. 「申請書」に日本語で記入し、PDF の形式で保存してください。
	2. 「申請書」に日本語で記入し、PDF の形式で保存してください。 3. 「助成申請システム」より「マイページ」を取得してください。

	てください。付属資料として、「近年の活動について」に関する資料の提出も可
	能です。
	【募集期間】: 2025 年 9 月 1 日~2025 年 10 月 20 日 14:59 締切
	※締切後は受付いたしかねますので、早めのご申請をお願いいたします。
結果通知	2025 年 10 月 20 日:公募締切
及び	2026 年 1 月下旬 :採択結果通知
助成金交付	2月 : 面談、振込依頼書の提出、覚書の締結
	3 月下旬 : 助成金交付決定通知書の送付、助成金振込
	※採択結果はマイページまたは電子メールにてお伝えいたします。
	※選考の経緯、結果等に関するお問い合わせには一切回答いたしません。
報告義務	1. 開催概要報告:(開催2か月前)
及び	当財団の指定する所定の開催概要報告書。
提出書類	2. 実施完了報告:(会期終了後2か月以内)
	当財団の指定する所定の実施報告書、実費精算項目の領収書等の提出。
	3. 助成事業研究報告会での発表 (発表が無い場合もあり)
	※上記以外にも当財団関係者との打合わせや進捗状況の報告、資料提出等をお願い
	することがあります。
成果の扱い	1. 当財団の助成による成果に基づいた特許、実用新案の出願や、成果物に係る著
	作権について、当財団は権利を主張しません。
	2. 実施にあたっては、会場およびパンフレット、HP 等のしかるべき箇所に当財団
	の助成を受けた旨を明記してください。
個人情報の	申請書にご記入いただいた個人情報は、選考、選考結果および助成事業の通知のた
取扱い	めに使用し、これ以外の目的に使用しません。
その他	1. 申請書は日本語にて記入をお願いします。
	2. 採択結果並びに、途中経過、展覧会・美術展等のタイトル・日程・会場等の
	概要情報、実施報告書等については当財団ウェブサイトに掲載することがあ
	ります。
	3. 助成に際して、申請内容の変更および中止の場合の対応や、申請者が反社会
	的勢力でない旨等を記載した覚書を締結させていただきます
	4. 申請内容から変更や中止等が生じる場合は速やかに当財団までご連絡くださ
	ر١ _°
	5. 1万円以上の余剰金の発生した場合は、当財団へ返還をお願いする場合があ
	ります。
	6. 申請書提出前に当財団ウェブサイトの「Q&A」のご確認をお願いします。